宗教法人　日本基督改革派松戸小金原教会　規則

第一章　総　則

（名称）

第１条　この教会は、宗教法人法による宗教法人であって「日本基督改革派松戸小金原教会」という。

（事務所の所在地）

第２条　この宗教法人（以下「法人」という）は、事務所を千葉県松戸市小金原７丁目21番11号に置く。

（目的）

第３条　この法人は、日本基督改革派教会の憲法（以下「憲法」という）を基準として、キリスト教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。

（包括団体）

第４条　この法人の包括宗教団体は、宗教法人「日本基督改革派教会」とする。

（公告の方法）

第５条　この法人の公告は、週報に１回掲載し、事務所の掲示板に10日間掲示して行う。

第二章　役員その他の機関

第一節　代表役員及び責任役員

（員数）

第６条　この法人には６人の責任役員を置き、そのうち１人を代表役員とする。

（資格及び任免）

第７条　代表役員は、日本基督改革派教会の教会規程（以下「教会規程」という）により、この教会の牧師の職にある者をもってこれに充てる。

２　代表役員以外の責任役員は、教会規程により選任された長老のうちから、会員総会において出席者の過半数の投票をもって選出する。

３　代表役員又は責任役員の解任については、教会規程における牧師又は長老の解任手続きによるものとする。

（任期）

第８条　代表役員の任期は牧師の在任中とし、代表役員以外の責任役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の代表役員及び責任役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

３　代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任の役員又はその代務者が就任する時まで、なおその職務を行う。

（代表役員の職務権限）

第９条　代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

（責任役員会及びその職務権限）

第10条　責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

一　予算の編成
二　決算の承認
三　歳計剰余金の処理
四　基本財産の設定及び変更
五　不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供、その他重要な行為
六　主要な教会用建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
七　教会用地の模様替え及び用途変更等
八　借入れ及び保証
九　規則の変更並びに細則の制定及び改廃
十　合併並びに解散及び残余財産の処分
十一　その他この規則に定める事項
十二　この法人の事務のうち、責任役員が必要と認める事項

２　責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、２名以上の責任役員から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。

３　責任役員会の議事は、教会規程又はこの規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。

４　責任役員会における責任役員の議決権は各々平等とする。

５　会議には、議事録を作成しておくものとする。

第二節　代務者

（置くべき場合）

第11条　次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一　代表役員又は責任役員が死亡、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
二　代表役員又は責任役員が病気、長期旅

行、その他の事由によって３月以上その職務を行うことができないとき。

（資格及び選任）

第12条　代表役員及び責任役員の代務者は、それぞれ小会の議決により現住陪餐会員のうちからこれを選任する。

（職務権限）

第13条　代務者は、代表役員又は責任役員に代わって、職務の全部を行う。

２　代務者は、その置くべき事由がなくなったときは、当然その職務を退くものとする。

第三節　仮代表役員および仮責任役員

（定める場合）

第14条　代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については代表権を有しない。この場合には、代表役員またはその代務者以外の責任役員の互選によって仮代表役員を選定しなければない。

２　責任役員又はその代務者は、その責任役員又は代務者と特別な利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員又はその代務者の員数が責任役員会における当該事項に係る議決数に満たないことになったときは、小会の議決により現住陪餐会員のうちからその議決数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

（職務権限）

第15条　仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第三章　議決機関

（種類）

第16条　この法人に、責任役員会以外の議決機関として、会員総会及び小会を置く。

第一節　会員総会

（組織）

第17条　会員総会は、教会規程に従い開かれるものであって、牧師及び現住陪餐会員をもって組織する。

２　会員総会は、毎年１回小会が招集し、牧師が議長となる。

３　会員総会の定足数は、議員総数の３分の１とし、会員総会の議事は、教会規程又はこの規則に別段の定めがある場合を除き、出席議員の過半数で決する。

４　会員総会には、議場書記を置き、議事を記録させる。

（職務権限）

第18条　会員総会は、教会規程及びこの規則に従い、次の各号に掲げる事項につき、議決する。

一　牧師、長老、執事、責任役員等の選挙
二　予算、決算その他財務に関する事項
三　不動産の処分その他第24条に掲げる事項
四　規則の変更並びに細則の制定及び改廃
五　合併並びに解散及び残余財産の処分
六　小会又は責任役員会が必要と認めた事項
七　その他教会規程又はこの規則に定める事項

２　会員総会は、教勢、財務、不動産の処分その他の事務につき、小会又は責任役員会から報告を受けることができる。

第二節　小　会

（組織）

第19条　小会は、教会規程に従い開かれるものであって、牧師及び２名以上の長老をもって組織する。

２　小会は、毎月１回牧師が招集し、議長となる。

３　小会の定足数は、牧師、及び長老の２分の１以上（長老最低２名以上）とし、小会の議事は、教会規程及びこの規則に別段の定めがある場合を除き、出席議員の過半数で決する。

４　小会には、小会書記を置き、議事を記録させる。

（職務権限）

第20条　小会は、次の各号に掲げるこの法人の事務を議決する。

一　予算の編成
二　決算の承認
三　歳計剰余金の処置
四　基本財産の設定及び変更
五　不動産及び重要な動産に係わる取得、処分、担保の提供、その他重要な行為
六　主要な教会用建物の新築、増築、模様替え及び用途変更等
七　教会用地の模様替え及び用途変更等
八　借入及び保証
九　規則の変更並びに細則の制定及び改廃

十　合併並びに解散及び残余財産の処分
十一　その他教会規程又はこの規則に定める事項

第四章　財　務

（資産の区分）
第21条　この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。
2　基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。
一　教会用地、教会用建物その他の財産のうちから基本財産として設定するもの。
二　基本財産として指定された寄付財産
三　基本財産に編入された財産
3　普通財産は、基本財産以外の財産とする。
（基本財産の設定及び変更）
第22条　基本財産の設定又は変更をしようとするときは、責任役員会及び小会の議決を経て、会員総会の承認を得なければならない。
（基本財産の管理）
第23条　基本財産たる現金は、普通財産と区別して、郵便局若しくは銀行に預け、又は確実な有価証券に替えるなどして、代表役員が適正に管理しなければならない。
（財産の処分等）
第24条　次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会及び小会の議決を経て、会員総会の承認を得た後、その行為の少なくとも1月前に教会員、その他の利害関係人に対して、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものである場合又は軽微のものである場合、及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合にあっては、公告を行わないことができる。
一　不動産又は財産目録に掲げる基本財産を処分し、又は担保に供すること。
二　借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）又は保証すること。
三　主要な教会用建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
四　教会用地の著しい模様替えをすること。
五　主要な教会用建物の用途若しくは教会用地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること。
（経費の支出）
第25条　この法人の経費は、普通財産をもって支出する。
（予算の編成）
第26条　予算は、毎会計年度開始1月前までに編成し、責任役員会及び小会の議決を経て、会員総会の承認を得なければならない。
（予算の区分）
第27条　予算は、経常収支及び臨時収支の二部に分け、各々これらを科目に区分して、収入の性質及び支出の目的を明示しなければない。
（特別会計の設定）
第28条　特別の必要があるときは、責任役員会及び小会の議決を経、会員総会の承認を得て、特別会計を設けることができる。
（決算）
第29条　決算に当たっては、財産目録及び収支計算書を毎会計年度終了後1月以内に作成し、責任役員会及び小会の議決を経て、会員総会の承認を得なければならない。
（歳計余剰金の処置）
第30条　歳計に余剰が生じたとき、これを翌年度の収支に繰り入れるものとする。ただし、責任役員会及び小会の議決を経て、会員総会の承認を得、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。
（会計年度）
第31条　この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終了するものとする。

第五章　補　則

（規則の変更）
第32条　この規則を変更しようとするときは、責任役員会及び小会において定数の3分の2以上の議決を経たうえ、会員総会の承認を得て、日本基督改革派教会の代表役員の承認及び千葉県知事の認証を受けなければならない。
（合併又は解散）
第33条　この法人が合併又は解散をしようとするときは、責任役員会及び小会において定数の3分の2以上の議決を経、日本基督改革派教会東部中会の承認を得て、日本基

督改革派教会の代表役員の承認及び千葉県知事の認証を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第34条　この法人の残余財産は、責任役員会及び小会において定数の３分の２以上の議決及び会員総会の議決により選定した日本基督改革派教会又は同教会内の宗教法人に帰属する。

（包括団体の規則等の効力）

第35条　日本基督改革派教会の規則及び教会規程のうち、この法人に関係のある事項に関する規定は、この規則に定めるもののほか、この法人についても、その効力を有する。

（施行細則）

第36条　この規則の施行に関する細則は、責任役員会及び小会において定数の３分の２以上の議決を経、会員総会の承認を得て、代表役員が別に定める。

付　則

1　この規則は、千葉県知事の認証を受け、設立登記をした日（平成６年６月29日）から施行する。

2　この規則施行当初の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。ただし、その任期は、この規則施行後、第７条の規定により、新役員が任命される時までとする。

代表役員　澤谷　実
責任役員　佐藤　栄一
責任役員　岩﨑　昭
責任役員　穂坂　弘
責任役員　板倉　義弘
責任役員　青山　東男